

松本歯科大学学術研究倫理指針

2007年10月11日 制定

2007年10月15日 施行

2015年4月1日 施行

(前文)

社会のグローバル化と多様化に伴い、学術研究の社会的役割も複雑化してきています。学術研究が公共の福祉に寄与し、持続的な進展を遂げるためには、研究の自由及び研究者の自治が保障されるとともに、自らを律する高度な倫理的規範が求められます。

大学は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする使命を担っており、学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを真摯に受け止めねばなりません。

松本歯科大学(以下「本学」という。)は、建学の精神に基づき、自由と民主主義を尊び、世界平和と人類の福祉に寄与することを目的と定めて、本学の学術研究が、社会から信頼と尊敬を得るためのあらゆる努力を払うとともに、研究倫理に関する規範を再確認して適正なる研究活動の励行に努めます。

よって、下記諸事項を明記して、本学の研究に従事するすべての者に周知徹底を図ります。

(研究)

- 1 研究には、研究計画の立案、実施、成果の発表、評価及びそれに付随するすべての事項を含むものとします。

(研究者)

- 2 研究者とは、本学の職員のほか学外からの共同研究者等、本学において研究活動に従事するすべての者を含みます。また、学生も研究に携わるときは、研究者に準じます。

(研究者の責務)

- 3 研究者は、良心と信念に従って自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性をゆがめることは、決してしません。
- 4 研究者は、生命及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重します。
- 5 研究者は、学生が共同研究に関わるときは、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をします。
- 6 研究者は、科学的かつ一般的な妥当の方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集します。
- 7 研究者は、研究により生み出された資料、試料及び装置等を、以下に掲げる期間適切に保管します。(保管スペース、保管コスト等に関して止むを得ない事情がある場合は除く。)
資料(文書、数値データ、画像等) 当該研究に係る論文等の発表後10年間
試料(実験試料、標本)及び装置等 当該研究に係る論文等の発表後5年間

(自己研鑽)

- 8 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野からの専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めます。
- 9 研究者は、他国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めます。

(説明責任)

- 10 研究者は、自己の計画について、解りやすく、明瞭に説明できるように努めます。
- 11 研究者は、ヒトに関する研究を行う場合、個人情報管理に十分な注意を払うとともに、研究目的及び研究方法等を提供者に解りやすく説明します。

(法令遵守)

- 12 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等並びに本学の諸規程を遵守します。

(公正性)

- 13 研究者は、捏造、改ざん、盗用及び研究費の不正使用等研究活動の不正行為を行わず、公正な立場を堅持します。

(自己点検評価)

- 14 研究者は、研究遂行中における研究計画の進捗状況及び研究計画の終了における研究成果について、自ら厳正に点検・評価し、更なる知の創造に努めます。

(他者の業績評価)

- 15 研究者は、研究を遂行するための協力者の人格及び人権を尊重し、共同研究者の知的成果を正当に評価します。
- 16 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を適切に扱い、その秘密を保持します。

(安全配慮)

- 17 研究者は、研究活動を遂行する上で、事故等が発生することがないように災害防止に努め、安全配慮に最善を尽くします。

(利益相反等)

- 18 研究者は、研究活動において、個人及び組織並びに異なる組織間の利益の衝突に注意を払い、公共性に配慮しつつ、適切な対応をします。

(大学の責務)

- 19 本学は、研究倫理教育について実質的な権限と責任を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、研究者の研究倫理意識を高揚するために、定期的に研究倫理教育を行います。
- 20 本学は、この指針を実効あるものにするために、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講じます。

以 上